資料２　福祉六法と福祉事務所の関係

2025年9月議会　質問資料
17番議員　田中紀子
大綱２　中項目(1)　小項目④

社会福祉法　第15条

木更津市福祉に関する事務所設置条例

木更津市福祉に関する事務所設置規則

地方自治法　第153条　第2項

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。

木更津市福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則

福祉事務所　設置

- こども家庭支援課
- こども発達支援課
- 福祉相談課
- 生活支援課
- 障がい福祉課
- 高齢者福祉課

委任事務(〇は木更津市の規則に定めている)

〇	生活保護法	福祉六法	生活が困窮する状態の人に、最低限度の生活を保障するための相談、支援を行う
〇	児童福祉法		児童福祉法に関する手続きとは、児童が適切に養育され、心身の健やかな成長および発達が保障されるための相談や支援を行う
	母子及び父子並びに寡婦福祉法		母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する手続きとは、母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭に対してその家庭が安定し、自立できるための相談や支援を行う
〇	老人福祉法		老人福祉法に関する手続きとは、高齢者の健康維持や生活の安定のために必要な相談や支援を行う
〇	身体障害者福祉法		身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に関する手続きとは、身体障害者または知的障害者に対して、自立や社会参加を促すために、相談や支援を行う
〇	知的障害者福祉法		
〇	行旅病人及び行旅死亡人取扱法		
〇	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
〇	生活困窮者自立支援法		
〇	墓地、埋葬等に関する法律		